平成２７年（フ）第２２号
山形県鶴岡市稲生１丁目31番25号
債務者　椿井　健一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１２２号
静岡県富士宮市宮原402－１　ヴィラージュＯＳＢ201、住民票上の住所静岡県沼津市大諏訪244番地の１
債務者　片山翔太郎
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１９０４号
大阪市此花区梅香２丁目７番11―202号、前住所大阪市此花区四貫島２丁目18番３―201号
債務者　高野　希美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３４９号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番７―501号
債務者　鈴木　　環
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５０号
大阪市東成区大今里２丁目３番21号
債務者　黒田　悦美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８３号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目３番17―208号
債務者　海野　龍子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０２号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番７―1011号、前住所大阪市西淀川区出来島３－２－４―1005
債務者　佐藤カビ　デヴァ　ディゾンこと　ＳＡＴＯ　ＫＨＡＶＩ　ＤＥＶＡ　ＤＩＺＯＮ
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５７０号
大阪府池田市鉢塚２丁目９番17号
債務者　上田　節子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５９３号
大阪市東住吉区西今川３丁目10番24―703号
債務者　鷹西　尚子（旧姓池端）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６４６号
大阪市東住吉区湯里６丁目４番17号　プラザ湯里201号
債務者　川嵜　英夫
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６４７号
大阪市東住吉区湯里６丁目４番17号　プラザ湯里201号
債務者　川嵜　美子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８７号
大阪市平野区喜連東４丁目１番９号　パウゼ303号
債務者　高田　人子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６９号
奈良県大和郡山市小林町106番地16
債務者　吉岡　勝秀
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８１号
奈良市法華寺町265番地の８　白樺ハイツ大宮Ⅱ―102号
債務者　居酒屋水月こと　中野　靖子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８号
岡山県津山市押入768番地　小寺アパート202号室
債務者　坂本　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第４９号
福岡県大牟田市一浦町11―３　エレガンスハイツⅠ106号室、住民票上の住所福岡県みやま市高田町永治556番地
債務者　関　　友美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部